

第六十二回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 一 号

本国会召集日(昭和四十四年十一月二十九日)(土曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 大坪 保雄君

理事 久保田円次君 理事 河野 洋平君
理事 高見 三郎君 理事 谷川 和穂君
理事 西岡 武夫君 理事 唐橋 東君
理事 長谷川正三君 理事 鈴木 一君
理事 稲葉 修君 久野 忠治君
周東 英雄君 鈴木 善幸君
竹下 登君 中村庸一郎君
南條 徳男君 二階堂 進君
広川シズエ君 藤波 孝生君
増田甲子七君 加藤 勘十君
川村 継義君 小林 信一君
齊藤 正男君 下平 正一君
原 茂君 帆足 計君
岡澤 完治君 有島 重武君
石田幸四郎君

昭和四十四年十二月一日(月曜日)

午前十二時十二分開議

出席委員

委員長 大坪 保雄君

理事 河野 洋平君 理事 高見 三郎君
理事 谷川 和穂君 理事 西岡 武夫君
理事 唐橋 東君 理事 鈴木 一君
理事 稲葉 修君 久野 忠治君
加藤 勘十君 川村 継義君
小林 信一君 齊藤 正男君
岡澤 完治君 有島 重武君
石田幸四郎君

出席政府委員

文部大臣 坂田 道太君

第一類第六号

文教委員会議録第一号 昭和四十四年十二月一日

委員外の出席者

文部政務次官 久保田藤磨君
文部大臣官房長 安嶋 彌君
文部省管理局長 岩間英太郎君
文化庁次長 安達 健二君
文化庁長官 今 日出海君
専門員 田中 彰君

十一月二十九日

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

十二月一日

昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第七号)

本日の会議に付した案件

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第七号)

○大坪委員長 これより会議を開きます。

著作権法の一部を改正する法律案、本日付託になりました昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案を順次議題といたします。

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律

著作権法(明治三十二年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「三十七年」を「三十八年」に改め、同条第二項中「三十二年」を「三十三年」に改め、同条第三項中「十二年」を「十三年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、この法律の施行前に著作権の消滅した著作物については、適用しない。

理由

諸般の事情により、著作権の保護期間をさらに暫定的に延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案

理由

(旧法の規定による年金の額の改定)

第一条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号。以下「法律第四百十号」という。)による改正前の私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「旧法」という。)の退職(死亡を含む。以下同じ。)をした組合員に係る旧法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和四十四年十一月分以後、その額を、これらの年金の基礎となつた組合員であつた期間の各月における標準給与の月額に、別表第一の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額を基礎として、附則第三項の規定による改正後の法律第四百十号(以下「改正後の法律第四百十号」という。)附則第八項第一号に定める旧法の

平均標準給与の仮定年額の算定の例により算定した額の十二分の一に相当する金額(その額が十一万円をこえるときは、十一万円)を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

(新法の規定による年金の額の改定)

第二条 法律第四百十号による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「新法」という。)の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金(法律第四百十号附則第十六項の規定に基づく政令の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。)で、昭和四十四年十月三十一日において現に支給されているもの(これらの年金の基礎となつた組合員であつた期間のうち昭和三十九年九月以前の期間を含むものに限る。)については、昭和四十四年十一月分以降、その額を、これらの年金の基礎となつた昭和三十九年九月以前の組合員であつた期間の各月における標準給与の月額に別表第一の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額及び同年十月以後の組合員であつた期間の各月における標準給与の月額を基礎として、私立学校教職員共済組合法(以下「法」という。)第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の年額を平均標準給与の年額とみなし、法又は改正後の法律第四百十号の規定を適用して算定した額に改定する。この場合において、法第二十三条第一項中「十二倍に相当する額」とあるのは「十二倍に相当する額(その額が百三十二万円をこえるときは、百三十二万

法律第百四十号の規定による給付については、なお従前の例による。

(長期在職組合員の退職年金等の額の最低保障)

8 昭和四十四年十月一日以後に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年に満たない場合(法律第百四十号附則第六項の規定に該当する場合を除く)は、この限りでない。

- 一 退職年金又は廃疾年金 九万六千円
- 二 遺族年金 四万八千円

(昭和四十一年法律第百十三号の一部改正)

9 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「昭和四十一年十月分以降」を「昭和四十一年十月分から昭和四十四年九月分まで」に改める。

別表第一

年金の基礎となつた組合員であつた期間	率
昭和二十九年一月から昭和二十九年九月まで	二・四三二
昭和二十九年十月から昭和三十年九月まで	二・一八九
昭和三十年十月から昭和三十一年九月まで	二・一三一
昭和三十一年十月から昭和三十二年九月まで	二・〇六五
昭和三十二年十月から昭和三十三年九月まで	一・八九八
昭和三十三年十月から昭和三十四年九月まで	一・八〇五
昭和三十四年十月から昭和三十五年九月まで	一・七三八
昭和三十五年十月から昭和三十六年九月まで	一・六二二
昭和三十六年十月から昭和三十七年九月まで	一・三二〇
昭和三十七年十月から昭和三十八年九月まで	一・一七八
昭和三十八年十月から昭和三十九年九月まで	一・〇五七

別表第二

改定前の年金額	改定年金額
六、〇〇〇円から七一、五〇〇円まで	九六、〇〇〇円

七三、〇〇〇円	九六、四〇〇円
七四、五〇〇円	九八、三〇〇円
七六、〇〇〇円	一〇〇、三〇〇円
七七、五〇〇円	一〇二、三〇〇円
七九、〇〇〇円	一〇四、三〇〇円
八〇、五〇〇円	一〇六、三〇〇円
八二、〇〇〇円	一〇八、二〇〇円
八三、五〇〇円	一一〇、二〇〇円
八五、〇〇〇円	一一二、二〇〇円
八八、二〇〇円	一一六、四〇〇円
一〇一、二〇〇円	一三三、六〇〇円
一一五、〇〇〇円	一五一、八〇〇円
一二九、六〇〇円	一七一、一〇〇円
一五〇、〇〇〇円	一九八、〇〇〇円

理由

私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国公立学校の教職員に係る年金の額の改定に準じて改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大坪委員長 政府より順次提案理由の説明を聴取いたします。坂田文部大臣。

○坂田文部大臣 著作権法の一部を改正する法律案提案理由を申し述べたいと思います。

今回政府から提出いたしました著作権法の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行著作権法につきましては、文部省に設置されました著作権制度審議会において昭和三十七年以来審議を続けるなど慎重な改正作業をいたす一方、改正作業中に保護期間が満了する著作権者を

救済するため、三回にわたり保護期間の暫定延長が行なわれ、現在原則的な保護期間は、著作家の生存間及びその死後三十七年間とされていることは、御承知のとおりであります。

政府は、著作権制度審議会の答申を基礎に各方面の意見を聞きつつ、改正作業を取り進め、第六十一回国会に現行著作権法の全部を改正する著作権法案を提出いたし、昭和四十五年一月一日から新制度への移行を予定いたしましたのでありますが、同法案は審議未了となりました。したがって、このまま放置いたしますと、暫定延長措置によつて現在存続している著作権のうちには、今年末を以て保護期間が満了し、新制度による保護を受け得ない結果となる者が生じ、従来の三度にわたる暫定延長の趣旨が失われることになるのであります。そこで、従来の暫定延長の趣旨にかんがみ、新

しい著作権法が国会において成立し、施行されるまでの期間を考慮して、さらに保護期間を暫定的に一年間延長することとしたいと考えます。

本案の内容は、以上の理由により、現行著作権法第五十二条により著作権の保護期間が暫定的に三十七年、三十二年または十二年とされている著作物に関し、その著作権の保護期間を一年延長して、それぞれ三十八年、三十三年または三十三年としようとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

次に、昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案の提案理由を申し述べたいと思います。

このたび、政府から提出いたしました昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合は、御承知のように、昭和二十九年一月に、私立学校の教職員の福利厚生をはかる目的のもとに私立学校教職員共済組合法によって設立されたものであります。自來、本組合が行なう給付については、国・公立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことをたてまんとし、逐次改善が進められ、現在に至っております。

しかしながら、既裁定の年金額及び昭和三十六年十二月三十一日以前のいわゆる旧法期間の年金額等において、国・公立学校の教職員と比べてなお不均衡な部分がありますので、今回これらの点を改善するため、この法案を提出することとしたものであります。

年金につきましては、一度もこのような措置がとられておりませんので、この不均衡を是正するために、今回国・公立学校の教職員の既裁定年金の引き上げに準じて、次のような改善を行なうことといたしております。

まず、私立学校教職員共済組合法の規定による年金につきましては、その計算の基礎となつてい標準給与の額に、その標準給与が適用されていた期間に應ずるそれぞれの改定率を乗ずることによつて、昭和四十四年十一月分から、年金額の引き上げをはかることといたしております。またこれに伴つて旧私学恩給財団の年金につきましても相応の引き上げを行なうことといたしております。

なお、他の共済制度と同様、既裁定の退職年金及び廃疾年金の最低保障額を現行の六万円から九万六千円に、遺族年金の最低保障額を三万円から四万八千円にそれぞれ引き上げることとしたしております。

第二に、旧法期間の年金及び一時金の額を計算する場合は、国・公立学校の教職員につきましては最終俸給額を基礎といたしておりますが、私立学校の教職員につきましては退職前三年間の標準給与の平均の額、すなわち、平均標準給与の額を基礎といたしておりますので、この不均衡を是正するための率を政令で定め、この率を旧法期間の年金及び一時金の額を計算する場合の平均標準給与に乘ずることといたしております。

第三に、他の共済制度の例に準じて、給付等の基礎となる標準給与の月額の下限を現行の一万二千円から一万八千円に、上限を現行の十一万円から十五万円に引き上げることといたしております。

最後に、この法律は公布の日から施行することとし、旧法期間にかかる給付の改善及び標準給与の月額の上限、下限の引き上げについては、厚生年金保険法における改正等を考慮して昭和四十四年十一月一日から適用し、また他の共済制度の例に準じて、既裁定年金の引き上げについては昭和四十四年十一月分から、既裁定年金の最低保障額

の引き上げについては昭和四十四年十月分から、それぞれ適用することといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○大坪委員長 これにて両案についての提案理由の説明は終わりました。

○大坪委員長 著作権法の一部を改正する法律案について、議事を進めます。

質疑はございませんか。——ないようでございますので、質疑は終了いたします。

○大坪委員長 これより討論に入るのであります。が、本案につきましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

これより採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大坪委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大坪委員長 次に、昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案について、議事を進めます。

質疑はございませんか。——ないようでございますので、質疑は終了いたします。

○大坪委員長 これより討論に入るのであります。が、本案につきましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

これより採決いたします。

○大坪委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大坪委員長 この際、委員長の手元に谷川和穂君外三名より、四派共同提案にかかる本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者の趣旨の説明を聴取いたします。

谷川和穂君。

○谷川委員 私は、自由民主党、日本社会党、民社党、公明党の四党を代表して、昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

その趣旨は、案文の朗読をもつてかえさしていただきます。

昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、私立学校教育の重要性和私立学校教職員共済組合の特殊事情にかんがみ、次の事項について検討し、すみやかにその実現をはかるべきである。

一、未加入校に対する指導を行ない、すみやかに全校加入の実現をはかること。

二、長期給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十に引き上げ、更に既裁定年金の引き上げをはかるよう努めること。

三、短期給付に附加給付の実施を促進し、且つ赤字軽減のために必要な費用について国の補助を行なうこと。

四、学校法人および組合員のために地方組織の整備拡充をはかり、且つこれに要する費用について国の補助を行なうこと。

以上であります。

すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○大坪委員長 以上で説明は終了いたしました。本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大坪委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し政府より発言を求められておりますので、これを許します。坂田文部大臣。

○坂田国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、誠意をもって検討いたします。と思います。

○大坪委員長 なお、ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大坪委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大坪委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

昭和四十四年十二月五日印刷

昭和四十四年十二月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局